

# 山口県報

平成17年  
4月1日  
(金曜日)

## 目 次

訓令  
山口県事務決裁規程の一部を改正する訓令(人事課).....

### 山口県訓令第八号



山口県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成十七年四月一日

山口県知事 二井 閑 成

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関  
出 納 局  
山 口 県 教 育 庁  
各 教 育 機 関  
山 口 県 警 察 本 部  
各 警 察 署  
山 口 県 議 会 事 務 局  
山 口 県 監 査 委 員 会 事 務 局  
山 口 県 人 事 委 員 会 事 務 局  
山 口 県 労 働 委 員 会 事 務 局

### 山口県事務決裁規程の一部を改正する訓令

山口県事務決裁規程(昭和四十四年山口県訓令第四号)の一部を次のように改正する。  
受訓先中「山口県地方労働委員会事務局」を「山口県労働委員会事務局」に改める。  
第二条第七号中「山口県立中央病院長」を「山口県立総合医療センター院長」に改め、同条第十三号中「監査第一課」を削る。

第八条中「第八号」を「第九号」に改め、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 不服申立てに係る裁決、決定又は弁明に関すること。 学事文書課長  
第九条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第十条第一項の表知事部局及び出納局以外の部局の項第一次代決者の欄中「**は職員課長、監査委員事務局にあつては監査第一課長**」を「**、監査委員事務局及び労働委員会事務局にあつては事務局次長**」に改め、「**、地方労働委員会事務局にあつては事務局次長**」を削り、同項第二次代決者の欄中「**、地方労働委員会事務局にあつては調整課長**」を削る。

別表第二の9の項の(5)を「(8)」に改め、同項中(6)を(9)とし、(9)の前に次のように加える。

(7) 個人情報報の利用停止をしようかの決定 (条例第29条第1項)					すんての 任先機関
(8) 個人情報報の利用停止をしようかの決定の 期間の延長(条例第29条第2項)					すんての 任先機関

別表第二の9の項の(5)中「第22条第2項」を「第23条第2項」に改め、同項の(5)を同項の(6)とし、同項の(4)中「第22条第1項」を「第23条第1項」に改め、同項の(4)を同項の(5)とし、同項の(3)中「第13条第1項」を「第14条第1項」に改め、同項中(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 事業の移送(条例第13条第1項、第24条第1項)					すんての 任先機関
------------------------------	--	--	--	--	--------------

別表第三の1の表中  
「**職**」を「**課・制**」に、「**如**」を「**課如**」に改め、同表政策企画課

の部の次に次のように加える。



室長が特に重要と認める  
もの以外のもの

別表第三の 4 の表国民文化祭準備室の部を削り、同表県史編さん室の部の次に次のよ  
うに加える。

1 国民文化祭の開催 の準備に関する事務 国民文化祭推進室	(1) 国民文化祭の開催の準備に関する基本的施策 の決定								
	(2) 国民文化祭の開催 の準備	室長が特に重要と認める もの	室長が特に重要と認める もの以外のもの						

別表第三の 4 の表環境政策課の部①の項②中「第 8 条第 1 項」を削り、「第 21 条第 1 項」  
③を削り、同項④中「第 10 条第 1 項」を削り、「第 23 条第 1 項」⑤を削り、同項⑥中「第 11 条  
第 1 項」を削り、「第 24 条第 1 項」⑦を削り、同項⑧中「第 11 条第 3 項」を削り、「第 24 条第 3 項」  
⑨を削り、同項⑩中「第 11 条第 4 項」を削り、「第 24 条第 4 項」⑪を削り、同表環境政策課の部  
⑫の項⑬を次のように加える。

(1) 登録の取消し等 (法第17条第1項)

別表第三の 4 の表環境政策課の部①の項②中「、第 42 条第 1 項」を削り、同項③  
中「、第 43 条第 6 項、第 64 条第 2 項」を削り、同項④中「第 64 条第 1 項、第 70 条」を  
削り、「第 43 条」⑤を削り、同項⑥中「第 71 条第 1 項」を削り、「第 44 条第 1 項」⑦を削り、同表環  
境政策課の部⑧の項⑨中「(15)」を削り、「(17)」⑩を削り、同項⑪を削り、  
⑫の前に次のように加える。

(17) 事故時の措置命令 (法第21条の2第2項)

別表第三の 4 の表廃棄物・リサイクル対策課の部①の項②中「第 19 条の 6 第 1 項」  
を削り、「第 19 条の 6 第 1 項、第 19 条の 10 第 1 項」③を削り、同項④を削り、同項⑤から⑭  
を削り、同項⑮を削り、⑯の次に次のように加える。

(12) 指定区域の指定 (法第15条の17第1項)

別表第三の 4 の表廃棄物・リサイクル対策課の部中 6 の項を 8 の項とし、 5 の項を 7  
の項とし、 4 の項を 6 の項とし、 3 の項の次に次のように加える。

4 使用済自動車の再 資源化等に関する法	(1) 指導及び助言 (法第19条)								
-------------------------	--------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

5 山口県循環型社会形成推進条例(平成16年山口県条例第1号。以下この項において「条例」といふ。)の施行に関する事務	(1) 循環型社会形成推進基本計画の策定(条例第8条第1項)								
	(2) 認定リサイクル製品の認定(条例第21条第1項)								
	(3) 循環型社会形成推進事業の認定(条例第22条第1項)								
	(4) 循環型社会形成推進事業所の認定(条例第23条第1項)								
	(5) 搬入停止命令(条例第30条第1項)								
	(6) 事故時の措置命令(条例第32条第2項)								
	(7) 報告の徴収(条例第34条)								
	(8) 立入検査(条例第35条第1項)								
	(9) (1)から(8)までに掲げる事項以外の条例の施行に関すること。								

別表第三の5の表健康増進課の部への置(6)を(7)より(1)から(5)までを(2)から(6)までとし、(2)の前記次のもて追加する。

(8) 協議会の委員の任命(法第19条第2項)									
-------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第三の5の表健康増進課の部への置(6)を(7)より(1)から(5)までを(2)から(6)までとし、(2)の前記次のもて追加する。



(15) 薬局開設、医薬品の販売等、許可証の書換え交付及び再交付（薬事法施行令第11号）第45条、第46条	下関市の区域に存する薬局、店舗又は営業所に係るもの	その他の区域に存する薬局、店舗又は営業所に係るもの	保健所
---	---------------------------	---------------------------	-----

別表第三の5の表業務課の部2の項中(13)を(14)とし、(16)から(18)までを(11)から(13)までとし、(6)の次に次のように加える。

(10) 高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可及び許可の更新（法第39条第2項、第4項）	下関市の区域に存する営業所に係るもの	その他の区域に存する営業所に係るもの	保健所
---	--------------------	--------------------	-----

別表第三の5の表児童福祉課の部4の項中(1)中「第11条第2項」を「第11条第3項」に改め、同部6の項の(1)及び(4)中「社会福祉事務所」を「健康福祉センター」に改め、別表第三の6の表総務課の部6の項の(3)中「第52条の2第6項」を「第52条の2第5項」に改め、同表行政課の部1の項の(3)及び(3)の項の(2)中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改め、別表第三の7の表中

「課長等」	を	「課長」	に改
「課長等」	を	「課長」	に改

め、同表経営普及課の部中14の項を削り、15の項を14の項とし、16の項を15の項とし、同表技術・情報推進部の部を削り、同表生産流通課の部12の項の(10)中「(9)」を「(10)」に改め、同項中(10)を(11)とし、(4)から(9)までを(5)から(10)までとし、(3)の次に次のように加える。

(4) 中央卸売市場の地方卸売市場への転換の許可（法第13条の5第1項）							
--------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--

別表第三の7の表林政課の部中2の項を削り、3の項を2の項とし、4の項から11の項までを一項ずつ繰り上げ、別表第三の8の表漁政課の部8の項の(2)を次のように改める。

(2) 漁業協同組合等の定款の変更の認可（法第48条第2項）	二以上の出先機関の所管区域にわたる区域を地区とする漁業協同組合に係るもの						
--------------------------------	--------------------------------------	--	--	--	--	--	--

二以上の出先機関の所管区域にわたる区域を地区とする漁業協同組合等以外の漁業協同組合に係るもの								下関市振興局水産事務所
--	--	--	--	--	--	--	--	-------------

別表第三の8の表水産課の部への項中「水産業改良普及員資格試験」を「水産業普及指導員資格試験」に改め、別表第三の9の表総務課の部3の項の(2)中「第124条第2項」を「第124条第3項」に改め、同部4の項中(3)及び(4)を削り、(5)を(3)とし、(9)を(4)とし、(7)の前に次のように加える。

(5) 監督処分（法第27条第1項—第3項）							
(6) 監督処分に伴う損失の補償（法第28条）							

別表第三の9の表総務課の部4の項の(5)中「第23条第1項」を「第33条第1項」に改め、同項の(2)中「第23条第5項」を「第33条第6項」に改め、同部6の項の(4)中「第3項」を「第4項」に改め、同部9の項を7の項とし、5の項の次に次のように加える。



平成十七年四月一日  
発行

発行人

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）